

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第九号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例（昭和二十四年佐賀県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三、〇四〇人」を「三、一三六人」に改め、同条第八号中「三三〇人」を「三三四人」に改め、同条第九号中「一、六六九人」を「一、六八一一人」に、「千六百六十九人」を「千六百八十一人」に改める。

別表中「一五九」を「一六〇」に、「九二九」を「九三六」に、「五〇三」を「五〇七」に、「一、六六九」を「一、六八一」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前																								
	<p>(職員の数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員 三、一三六八 二 七 略</p> <p>八 教育委員会の事務部局(学校以外の教育機関を含む。)の職員 二三四八</p> <p>九 警察の職員 警察官 一、六八一八 その他の職員 二九五八</p> <p>(階級別定員は、別表のとおりとする。</p> <p>この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百八十一人を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)</p> <p>十 略</p>	<p>(職員の数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員 三、〇四〇八 二 七 略</p> <p>八 教育委員会の事務部局(学校以外の教育機関を含む。)の職員 三三〇八</p> <p>九 警察の職員 警察官 一、六六九八 その他の職員 二九五八</p> <p>(階級別定員は、別表のとおりとする。</p> <p>この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百六十九人を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)</p> <p>十 略</p>																								
備考 略	<p>別表(第二条関係) 警察官の階級別定員表</p> <table border="1"> <tr> <td>階級別</td> <td>警視</td> <td>警部</td> <td>警部補 (巡査部長を含む。)</td> <td>巡査</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>定員(人)</td> <td>七八</td> <td>一六〇</td> <td>九三六</td> <td>五〇七</td> <td>一、六八一</td> </tr> </table>	階級別	警視	警部	警部補 (巡査部長を含む。)	巡査	計	定員(人)	七八	一六〇	九三六	五〇七	一、六八一	<p>別表(第二条関係) 警察官の階級別定員表</p> <table border="1"> <tr> <td>階級別</td> <td>警視</td> <td>警部</td> <td>警部補 (巡査部長を含む。)</td> <td>巡査</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>定員(人)</td> <td>七八</td> <td>一五九</td> <td>九二九</td> <td>五〇三</td> <td>一、六六九</td> </tr> </table>	階級別	警視	警部	警部補 (巡査部長を含む。)	巡査	計	定員(人)	七八	一五九	九二九	五〇三	一、六六九
階級別	警視	警部	警部補 (巡査部長を含む。)	巡査	計																					
定員(人)	七八	一六〇	九三六	五〇七	一、六八一																					
階級別	警視	警部	警部補 (巡査部長を含む。)	巡査	計																					
定員(人)	七八	一五九	九二九	五〇三	一、六六九																					